



生産者の皆様へ

大豆・麦の生産拡大を支援します

「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」のお知らせ

大豆・麦の生産拡大(面積拡大・単収増加)に取り組む
農業者等の生産体制整備に助成します(平成25年度限り)



○農業機械・機器の購入・リース費用に助成します

(助成率1/2以内)

※詳しくは裏面を参照してください

○ほ場条件の改善に向けた取組に助成します

(弾丸暗きよの施工、土壌改良資材の施用など)

(助成率10/10以内)

(地域農業再生協議会が計画する必要がある、

実施にあたっては計画に沿った取組となります)

○大豆・麦の生産拡大につながる取組に助成します

(実需者への販売促進経費、検討会の開催経費など)

(助成率10/10以内)

(地域農業再生協議会が計画する必要があります)

平成25年5月 埼玉県農業再生協議会

○リース補助(購入選択権付きリースは助成対象外)

・助成上限額:	リース物件価格の1/2以内 ※税、金利、保険料、リース手数料等は助成対象外
・リース期間:	4年以上、耐用年数以内(農業機械は7年以内)
・対象機械・機器:	大豆・麦の生産拡大に係る機械・機器
・取組対象者:	農業者(1戸でも可)、農事組合法人、農業生産法人、 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体、公社 (申請はリース事業者との共同申請となります)

○購入補助

・助成上限額:	標準希望小売価格の1/2以内
・対象機械・機器:	【大豆・麦共通】 ・施肥播種同時作業機(作業幅1.4m以上) ・栽培管理ビークル(乗用型で、生育期間中の管理能力を有するものに限り、アタッチのみは対象とならない) ・成分分析計、水分計、土壌分析機器 【大豆】 ・豆用ピッカーローダー ・弾丸暗きょ機(複合作業機を含む) 【麦】 ・無人ヘリコプター(モデル地区であることが必要)
・取組対象者:	農業者(5戸以上の共同利用に限る)、農事組合法人、 農業生産法人、農業者の組織する団体、農業協同組合、 農業サービス事業体、公社

●申請にあたって

- ・平成27年を目標とした大豆・麦の生産拡大の計画が必要です。
- ・直近の大豆・麦の生産面積、出荷量を証する書類が必要です。
- ・農業機械・機器の導入に当たっては複数の業者からの見積が必要です。

●審査

申請後、埼玉県農業再生協議会による審査を行い、助成の可否を決定します。
 ※助成の可否決定後の契約となります。購入済みや契約済み、中古機械・中古機器は対象外です。

●助成金の支払い

助成金は機械・機器が納品された後、地域農業再生協議会が納品・支払いの確認を行い、指定の口座に振り込みます(リースの場合はリース事業者へ振り込みます)。

お問い合わせは地元の地域農業再生協議会(JA・市町村農業担当部署)へ